

相続預金の払戻しに必要な書類の見方

ここでは、相続預金の払戻しを行う際に必要な書類の概要とそれぞれの確認ポイントを解説します。

P12~14 (株)SBL
税理士

P15~17 (株)SBL
司法書士

八木 正宣
谷 松生

預金をだれに払い出すかを
確認するための書類

1 遺言書

相

続預金をだれに払い出すかを把握するには、まず、被相続人が「遺言書」を遺して相続人へ「遺言書」を(のこ)りて確認することから始まります。被相続人が、自身の遺産をだれに相続させるのか、どのくらい相続させるのか、などの遺志を遺産分割に反映させるのが「遺言」です。

遺言は、ただ単に紙に書けばよいというものではなく、民法に定める方式に従わなければなりません。定められた方式に従つていなれば、法律的に無効となるため注意が必要です。

その定められた方式の中で、代表的なものが、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言といった3つの方式です(図表)。

遺言の3つの方式のうち
公正証書遺言は最も安全確実

3つの方式の中でも、最も安全で確実なのが公正証書遺言です(サンプル1)。公正証書とは、公証人が権利義務に関する事実について作成した証書をいいます。

つまり、あらかじめ公証人が法律上、適法かどうかをチェックしたうえで、遺言者本人の意思に基づいた内容であることを公的に証明しているため、遺言の中で最も信頼できる方式といえます。

公正証書遺言は、証人2人の立会いのもとに遺言者が遺言の趣旨を公証人に伝え、公証人がこれを筆記し、これに遺言者、証人および公証人が署名・押印することによつて作成します。

長所は他の2方式と違つて家庭裁判所の検認が不要であること、公証人役場に原本が保管されてい

図表 遺言書3方式の特徴

種類	書く人	署名・押印	日付	家裁の検認	証人	公証人の関与	その他
自筆証書遺言	本人	本人のみ	遺言書に年月日を書く	必要	不要	なし	<ul style="list-style-type: none"> 手続きが簡単で費用がかからない 偽造されやすい 紛失のおそれがある すべて手書きする必要がある
秘密証書遺言	だれでもよい	(遺言書)に本人(封筒)に本人・公証人・証人2人	封筒に公証人が提出年月日を書く		2人	あり(遺言書の内容については関与しない)	<ul style="list-style-type: none"> 遺言内容を秘密にできる 遺言の代筆も可能 偽造・隠匿の心配がない
公正証書遺言	公証人	本人・公証人・証人2人	遺言書に公証人が年月日を書く	不要		あり(作成から関与)	<ul style="list-style-type: none"> 遺言書原本を公証役場に保管 遺言の内容が証人に分かる 費用はかかるが最も確実

るので、紛失しても再発行請求ができるなどです。反対に、短所は費用がかかること、内容を公証人と2人の証人に知られること

などです。

は、預金の相続人または遺言執行人が手続きをするケースが多いです。

すが、後日、預金の相続人以外の相続人から金融機関に対し、払戻手手続きを行つたことに對して訴えられることも想定されます。

その相続に關する個別事情を十分勘案したうえで、必要であれば、相続人全員の署名・押印を求めるなどの対応が必要になると思

サンプル1 公正証書遺言

平成23年第〇〇号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者 近代一朗の囁託により、証人 古代進一、同 現代修二の立会いのもとに、下記のとおり遺言の趣旨の口述を筆記し、この証書を作成する。

第一条 遺言者は、下記財産を遺言者の妻 近代花子に相続させる。

(1) 土地

所在 ○○県○市○町○丁目 地番 ○番地
地目 宅地 地積 200. 45m²

第二条 遺言者は、下記財産を遺言者の長男 近代三郎に対し相続させる。

(1) 普通預金

○○銀行○○支店 口座番号 876543
○○信用金庫○○支店 口座番号 121314

第三条 遺言者は、上記を除く残余の財産を、すべて遺言者の妻 近代花子に相続させる。

第四条 遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。

○○市○○町○丁目○番○号 山田治郎

本旨外要件

住所 ○○市○○町○丁目○番○号

遺言者 近代一朗 (昭和12年3月4日生)

遺言者については、当公証人は氏名を知らず面識がないので、印鑑証明をもってその人違ひでないことを証明させた。

住所 ○○市○○町○丁目○番○号 証人 会社員 古代進一
(昭和21年4月8日生)

住所 ○○市○○町○丁目○番○号 証人 無職 現代修二
(昭和18年1月7日生)

以上の内容を遺言者および証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認したので、次に署名・押印する。

平成○○年○○月○○日

遺言者 近代一朗 印
証人 古代進一 印
証人 現代修二 印

この証書は、民法第969条第1号ないし第4号の方式に従つて作成し、同第5号により本公証人が署名・押印する。

平成23年2月○日

本公証人役場において

○○市○○町○○
○○地方法務局所属 公証人 山本太郎 印

遺 産相続にあたり、遺言書がある場合はこれに従います。が、被相続人が必ずしも遺言書を遺しているとはかぎりません。遺言書がない場合には、共同相続人の全員の話し合いにより、被相続人の遺産をだれが相続するか決めることがあります。

この手続きのことを「遺産分割」といい、遺産分割のための話し合いのことを「遺産分割協議」といいます。

協議の結果を書面にしたもののが、「遺産分割協議書」です(サンプル2)。遺産分割協議書の様式は、特に定められていませんが、各種財産の名義を相続人に変更する際の確認書類となるため、ある程度厳格に作成されなければなりません。

遺産分割協議書には、個々の遺産をだれが相続するのかを記載し、共同相続人全員が署名・押印

2 遺産分割協議書

します。このときの印章は、実印が使用されます。

正当な遺産分割手続きに従つていてるかを確認

サンプル2 遺産分割協議書

遺産分割協議書

住所 ○○県○○市○○町○丁目○

被相続人 近代 一朗

昭和12年3月4日生

被相続人 近代一朗（平成23年4月5日死亡）の遺産につき、本日分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

第1条 相続人 近代花子が相続する財産

一、土地

所在 ○○県○市○町○丁目

地番 ○番地

地目 宅地

地積 200. 45 m²

第2条 相続人 近代三郎が相続する財産

一、普通預金

○○銀行○○支店 口座番号 876543 ← ③

第3条 第1条、第2条に掲げる財産以外のすべての財産は、相続人 近代花子が相続する。

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自署名・押印する。

平成23年10月3日

① ○○県○○市○○町○丁目○番○号 相続人 近代 花子 印
② ○○県○○市○○町○丁目○番○号 相続人 近代 三郎 印

店者が預金の相続人でない場合に
は、その相続人からの委任状も併せて必要になります。これらの書類は、遺産である預金が、正当な遺産分割手続きに従つてているかどうかを確認するために必要なものでです。

①相続人全員の署名・押印があるか（提出された戸籍謄本で確認）
②各相続人の住所・氏名・実印は合っているか（提出された印鑑証明書で確認）
③自店の預金口座についての記載が正しいか
④遺産分割協議書が複数にわたる場合は割印があるか
⑤遺産分割協議書に訂正がある場合は訂正印があるか
⑥相続人の中に未成年者とその親権者がいないか

なお、相続人の中に未成年者とその親権者がいる場合には、遺産分割協議においてその親権者と子の間に利益相反が生じるため、未成年者に特別代理人が選任されなければなりません。

遺産分割協議書の確認ポイントは次のとおりです。

①相続人全員の署名・押印があるか（提出された戸籍謄本で確認）
②各相続人の住所・氏名・実印は合っているか（提出された印鑑証明書で確認）
③自店の預金口座についての記載が正しいか
④遺産分割協議書が複数にわたる場合は割印があるか
⑤遺産分割協議書に訂正がある場合
⑥相続人の中に未成年者とその親権者がいる場合には、遺産分割協議においてその親権者と子の間に利益相反が生じるため、未成年者に特別代理人が選任されなければなりません。